

個人情報取扱特記事項

業務を処理するため個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）

を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、番号法、その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（秘密等の保持）

第1条 受注者は、保護法第67条の規定により、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱い）

第2条 受注者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵害することのないよう最大限努めなければならない。

（責任者等の報告）

第3条 受注者は、この契約による事務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（再委託の禁止等）

第4条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行い、第三者にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、番号法第10条の規定に基づき、業務の全部又は一部について再委託する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を提出して発注者の承諾を得なければならない。

- （1）再委託を行う業務の内容
- （2）再委託で取り扱う特定個人情報
- （3）再委託の期間
- （4）再委託が必要な理由
- （5）再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- （6）前号における特定個人情報の取扱いに従事する責任者及び従事者
- （7）再委託の相手方に求める特定個人情報措置の内容
- （8）再委託の相手方の監督方法

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に對しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（収集の制限等）

第5条 受注者は、この業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第6条 受注者は、この業務を処理するため発注者から引き渡された電磁的記録媒体（電磁的記録媒体に記録された個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下この特記仕様書において同じ。）を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製、複製の禁止）

第7条 受注者は、この業務を処理するため発注者から引き渡された電磁的記録媒体を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受注者は、この業務を処理するため発注者から引き渡された電磁的記録媒体に記録された個人情報の漏えい、毀損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、前項の個人情報を従事者の自宅その他受注者の管理が及ばない場所に持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第9条 受注者は、この業務に従事する者に対し、番号法又は保護法第67条、第176条及び第180条の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第10条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務に従事する者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第11条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 受注者は、この業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報の漏えい等の事故があった場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故があった場合には、被害を最小限とするための措置を講じるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等の事故に係る事実関係を当該漏えい等の事故のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じるものとする。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(報告及び指示)

第13条 発注者は、この業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて必要があると認める場合は、受注者に報告を求めることができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(実地調査)

第14条 発注者は、この契約による業務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、実地調査をすることができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第15条 受注者の故意又は重大な過失により、発注者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。